

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに対する

# 緊急災害復旧支援融資

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。足立成和信用金庫では、今回の災害に伴い直接被害を受けた先(関連会社・物流施設・事務所・自宅等罹災)、または取引先が被害を受けたことに起因する受注の減少等影響の恐れがある先に対して、下記のとおり「緊急災害復旧支援融資」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

## ●緊急災害復旧支援融資

対象者	①今回の災害にて直接的に被害を受けた法人・個人事業主・個人の方 ②今回の災害にて取引先が被害を受けたことに起因し、今後の受注等に影響を及ぼす法人・個人事業主の方 ※既存取引先、未取引先の区別はありません。
お取扱い期間	2024年4月30日(火)までのお申込み
お使用みち	事業性・非事業性・運転資金・設備資金
利率	変動金利0.5%～(基準金利:新短期プライムレート、年4回変動)
ご融資金額 ご融資期間	上限を特に定めておりませんので、個別案件ごとにご相談させていただきます。 (据置期間:原則として1年まで。被害状況に応じて別途ご相談いたします。)
罹災証明書	①の場合は、原則必要。(②の場合、取引状況等の分かる資料が必要となります。)
保証人	個別案件ごとにご相談させていただきます。
担保	原則不要ですが、個別案件ごとにご相談させていただきます。

※ご融資のお申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

ご不明点等ございましたら、当金庫本支店  
および地域応援相談プラザの店頭窓口、  
または営業担当までお問い合わせください。

地域応援!“おせっかい宣言”  
 足立成和信用金庫

